



TOSE
SOFTWARE

株式会社 **トーセ**

証券コード 4728

第41期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年11月26日(木曜日)午前10時

場所 ホテル日航プリンセス京都 3階 ローズの間



郵送による議決権行使期限

2020年11月25日(水曜日)午後5時30分まで

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるために、郵送による議決権行使をいただき、本総会当日のご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。なお、感染防止に向けた当社の具体的な対応等につきましては、同封の「当社第41期定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」に記載しておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

また、本総会ではお土産の配布はございません。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 定款一部変更の件	3
第3号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)5名選任の件	11
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	14
第5号議案 会計監査人選任の件	17
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く。)の報酬等の額決定の件	17
第7号議案 監査等委員である取締役の 報酬等の額決定の件	18
第8号議案 退任取締役に對する 退職慰労金贈呈の件	18
添付書類	
事業報告	19
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告書	41

(証券コード 4728)
2020年11月9日

株 主 各 位

京都府乙訓郡大山崎町下植野二階下13
(本社事務所 京都市下京区東洞院通四条下ル)

株式会社 トーセ

代表取締役社長 渡 辺 康 人

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年11月25日（水曜日）当社営業時間終了時（午後5時30分）までに到着するよう、同封の保護シールをご貼付のうえ折返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年11月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区烏丸高辻東入ル
ホテル日航プリンセス京都 3階 ローズの間
(末尾記載の会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第41期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第41期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 会計監査人選任の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
 - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
 - 第8号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tose.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、会計監査人および監査役がそれぞれ会計監査報告および監査報告を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tose.co.jp/>) においてお知らせいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業体質の強化と新たなビジネス分野への積極的な事業展開に備えるために内部留保資金の充実を図りつつ、株主の皆様に対し安定的な配当を維持していくことを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、株主の皆様の日頃からのご支援にお応えするとともに、柔軟な資本政策に対応するため、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金12.5円 総額94,749,500円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2020年11月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、さらなる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第30条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条を削除するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本定時株主総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 [機 関] 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 [機 関] 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式 第6条 (条文省略)	第2章 株 式 第6条 (現行どおり)
第7条 [自己の株式の取得] 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	(削 除)
第8条～第17条 (条文省略)	第7条～第16条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 第18条 [員 数] 当社の取締役は10名以内とする。 (新 設)	第4章 取締役および取締役会 第17条 [員 数] (1) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、 <u>10名以内とする。</u> (2) 当社の <u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第19条 [選任方法] (1) 取締役は、株主総会において選任する。 (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	第18条 [選任方法] (1) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> (2) (現行どおり) (3) (現行どおり)
第20条 [任 期] (1) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) <u>(2) 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新 設) (新 設)	第19条 [任 期] (1) 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削 除) <u>(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(4) 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 2 1 条（条文省略）	第 2 0 条（現行どおり）
第 2 2 条　〔取締役会の招集通知〕 （１）取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 （２）取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第 2 1 条　〔取締役会の招集通知〕 （１）取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 （２）取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新　設）	第 2 2 条　〔重要な業務執行の決定の委任〕 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第 2 3 条　〔代表取締役および役付取締役〕 （１）取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 （２）取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定するほか、取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	第 2 3 条　〔代表取締役および役付取締役〕 （１）取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 （２）取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>、取締役社長１名を選定するほか、取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第 2 4 条（条文省略）	第 2 4 条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
第25条 [報酬等] 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第25条 [報酬等] 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
第26条（条文省略）	第26条（現行どおり）
第5章 監査役および監査役会 第27条 [員 数] 当会社の監査役は5名以内とする。	（削 除） （削 除）
第28条 [選任方法] （1）<u>監査役は、株主総会において選任する。</u> （2）<u>当会社は、法令で定めた監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会の決議によって補欠の監査役（以下「補欠監査役」という。）を選任することができる。</u> （3）<u>監査役および補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> （4）<u>補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u>	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
<u>第29条</u> <u>〔任期〕</u> <u>（１）監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>（２）任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期および補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u>	(削 除)
<u>第30条</u> <u>〔常勤の監査役〕</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
<u>第31条</u> <u>〔監査役会の招集通知〕</u> <u>（１）監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>（２）監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
<u>第32条</u> <u>〔報酬等〕</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>第33条</u> <u>〔監査役の責任免除〕</u> <u>（１）当社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>（２）当社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削 除)
(新 設) (新 設)	<u>第5章 監査等委員会</u> <u>第27条</u> <u>〔監査等委員会の招集通知〕</u> <u>（１）監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>（２）監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
第6章 計 算 <u>第34条</u> (条文省略)	第6章 計 算 <u>第28条</u> (現行どおり)
<u>第35条</u> <u>〔剰余金の配当の基準日〕</u> <u>（１）当社の期末配当の基準日は、毎年８月３１日とする。</u> (新 設) <u>（２）前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>	<u>第29条</u> <u>〔剰余金の配当の基準日〕</u> <u>（１）(現行どおり)</u> <u>（２）当社の中間配当の基準日は、毎年２月末日とする。</u> <u>（３）前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>第36条</u> [中間配当] <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。</u>	(削 除)
(新 設)	<u>第30条</u> [剰余金の配当等の決定機関] <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
<u>第37条</u> (条文省略)	<u>第31条</u> (現行どおり)
(新 設)	<u>附則</u> <u>第1条</u> [監査役の責任免除に関する経過措置] <u>当社は、第41期定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（5名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

※は新任候補者であります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	さいとう しげる 齋 藤 茂 (1957年 1 月 26日生)	1979年11月 当社入社 開発本部長 1985年10月 当社取締役 1987年 2 月 当社代表取締役社長 2004年 9 月 当社代表取締役社長兼 C E O 2013年 6 月 大日本スクリーン製造株式会社（現株式会社 S C R E E Nホールディングス）社外取締役 (現任) 2015年12月 当社代表取締役会長兼 C E O（現任） 2016年11月 東星軟件（杭州）有限公司董事長（現任） 2017年 6 月 株式会社ワコールホールディングス社外取締 役（現任）	225,500株
		【取締役候補者とした理由】 齋藤茂氏は、当社の礎を築き上げ、当社代表取締役として長年に亘りリーダーシップを発揮し、当社グループの様々な事業分野における豊富な経験と実績、多岐に亘る業務経験で培われた見識と人脈を有しております。当社の企業価値向上に資すると判断して、引き続き選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況		所 有 す る 当社株式の数
2	わた なべ やす ひと 渡 辺 康 人 (1963年 8 月 7 日生)	1996年 4 月	当社入社 管理部総務課係長	10, 000株
		2007年12月	当社執行役員経営管理本部長兼経営企画部長	
		2008年11月	当社取締役（コーポレート部門統括）兼執行役員経営管理本部長兼経営企画部長	
		2012年11月	当社取締役（コーポレート部門統括）兼常務執行役員経営管理本部長兼経営企画部長	
		2014年 3 月	当社取締役（コーポレート部門統括兼 S I 事業部門担当）兼常務執行役員経営管理本部長兼経営企画部長兼 S I 事業推進室長	
		2015年 9 月	当社取締役兼 C O O	
		2015年12月	当社代表取締役社長兼 C O O（現任）	
【取締役候補者とした理由】 渡辺康人氏は、2015年12月に代表取締役社長に就任後、長年に亘る管理部門での豊富な経験・知見を活かして、コーポレートガバナンスや内部統制の強化を通じ企業価値の向上に注力しております。取締役会の重要事項の意思決定機能と業務執行の監視・監督機能の強化に適任と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。				
3	ひら い ふ じ お 平 井 富 士 男 (1962年 4 月 19日生)	1986年 4 月	当社入社	7, 120株
		2012年11月	当社取締役（開発本部担当）兼執行役員開発本部長兼 C S 開発 2 部長兼 S M 開発部長兼海外営業推進室長	
		2013年 9 月	当社取締役（開発本部担当）兼執行役員開発本部長兼 S M 開発 1 部長兼海外営業推進室長	
		2014年 9 月	当社取締役（開発本部担当）兼執行役員開発本部長兼海外営業推進室長	
		2015年 9 月	当社取締役（開発本部担当）兼執行役員開発本部長	
		2015年12月	当社取締役（開発本部担当）兼上席執行役員開発本部長	
		2019年 6 月	当社取締役兼上席執行役員（コンテンツ営業統括）（現任）	
【取締役候補者とした理由】 平井富士男氏は、長年ゲームソフトやスマートフォン向けコンテンツの開発および運営を担う部署を統括し、デジタルエンタテインメント事業分野における豊富な経験と実績を有しております。今後のデジタルエンタテインメント事業における事業拡大には不可欠であると考え、引き続き選任をお願いするものであります。				

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	さいとう しんや 齋 藤 真 也 (1966年 8 月 25 日生)	1992年 4 月 当社入社 1993年10月 当社取締役開発部門担当 1999年11月 当社取締役開発技術担当 1999年12月 当社取締役知的財産管理室長 2000年 9 月 株式会社東亜セイコー専務取締役 2003年 9 月 株式会社東亜セイコー代表取締役社長(現任) 2004年 9 月 当社取締役兼執行役員知的財産管理室長 2012年 9 月 当社取締役(知的財産管理担当)兼執行役員 知的財産管理室長 2019年 6 月 当社取締役兼執行役員(知的財産管理統括) 兼知的財産管理室長(現任)	224, 500株
【取締役候補者とした理由】 齋藤真也氏は、当社入社時からプログラマーとして当社開発技術力の向上に尽力し、その後、業界の知的財産権に対する意識の高まりに対応して、知的財産権の管理・保護などを担当しております。技術および知的財産法制の双方に精通する同氏に経営判断を担ってもらうべく、引き続き選任をお願いするものであります。			
5	※ やま だ けい じ 山 田 啓 二 (1954年 4 月 5 日生)	1977年 4 月 自治省(現総務省)入省 1992年 7 月 内閣法制局参事官 1999年 8 月 京都府総務部長 2001年 6 月 京都府副知事 2002年 4 月 京都府知事 2011年 4 月 全国知事会会長 2018年 4 月 京都産業大学学長補佐 法学部法政策学科 教授 2019年 6 月 川崎汽船株式会社社外取締役(現任) 2020年 3 月 株式会社堀場製作所社外監査役(現任) 2020年 4 月 京都産業大学学長特別補佐 法学部法政策 学科教授(現任)	—
【社外取締役候補者とした理由】 山田啓二氏は、社外取締役および社外監査役になること以外の方法で会社経営に直接関与された経験はありませんが、地方行政における豊富な経験や経歴を通じて培われた幅広い見識と他社の社外取締役および社外監査役としての経験を有しております。これらの経験や見識を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行できると考えるため、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 取締役候補者齋藤真也氏は、株式会社東亜セイコーの代表取締役社長を兼職し、当社は同社との間に、土地・建物賃借などの取引関係があります。
2. 取締役候補者齋藤真也氏を除く各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者山田啓二氏は、社外取締役候補者であります。
4. 取締役候補者山田啓二氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、選任された場合独立役員となる予定であります。
5. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、2020年8月31日現在の状況を記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

※は新任候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	※ 馬場 均 (1956年10月29日生)	1980年4月 当社入社 1996年7月 当社開発本部海外事業室長 2002年4月 当社海外事業本部海外事業室長 2002年9月 当社海外事業本部上海事業室長 2003年4月 当社海外開発本部海外開発室長 2004年9月 当社事業本部海外開発部長 2005年1月 当社事業本部新規事業部マネージャー 2006年9月 当社モバイル事業部マネージャー兼内部監査室長 2007年9月 当社内部監査室長 2016年11月 当社常勤監査役（現任）	27,700株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 馬場均氏は、当社入社後プログラマーとして開発に携わり、その後東星軟件（上海）有限公司の董事を務めるなど、開発現場と経営の両方を経験した人材であります。また、内部監査室長として当社内部監査の基礎を構築した実績を有しております。監査等委員会設置会社への移行に鑑み、今後も当社事業に対する深い造詣に基づく効率的且つ効果的な監査により、取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
2	※ ふじ 藤 おか 岡 ひろ 博 し 史 (1950年11月19日生)	1973年4月 大和証券株式会社（現株式会社大和証券グル ープ本社）入社 2006年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現大和 証券株式会社）代表取締役専務取締役 2007年4月 大和プロパティ株式会社代表取締役社長 2008年6月 大和サンコー株式会社（現大和証券ファシリ ティーズ株式会社）代表取締役社長 2009年6月 銀泉株式会社取締役（非常勤） 2011年2月 東短ホールディングス株式会社（現東京短資 株式会社）監査役（非常勤） 東京短資株式会社監査役（非常勤） 2013年4月 大和プロパティ株式会社特別顧問 2014年8月 日本ヘルスケア投資法人（現大和証券リビン グ投資法人）執行役員 2015年4月 東短ホールディングス株式会社（現東京短資 株式会社）顧問（現任） 青山リアルティー・アドバイザーズ株式会社 顧問（現任） 2016年11月 当社監査役（現任）	—
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 藤岡博史氏は、各法人の代表者などを歴任し、法人全体のガバナンスに携わってきた豊富な経験を有 しており、現在も複数の企業の顧問に就任し、第一線で経営判断を行っております。監査等委員会設 置会社への移行に鑑み、今後も実務に裏付けられた幅広い知見により、取締役会の監査・監督の強化 に寄与することが期待できるため、選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
3	※ やま だ よし のり 山 田 善 紀 (1973年 3 月23日生)	2002年 4 月 公認会計士登録 2006年 6 月 税理士登録 2011年 7 月 税理士法人川嶋総合会計代表社員（現任） 2015年 6 月 株式会社フジックス社外取締役（監査等委員、現任） 2016年11月 当社監査役（現任） 2017年 6 月 株式会社たけびし社外取締役（監査等委員、現任）	600株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 山田善紀氏は、公認会計士および税理士としての専門知識を備えながら、他社の社外取締役としての経営管理の経験も豊富であります。監査等委員会設置会社への移行に鑑み、今後も専門的、中立的、客観的立場からの指導・指摘により、取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 取締役候補者山田善紀氏は、税理士法人川嶋総合会計の代表社員を兼職し、当社は同法人との間に、顧問契約の取引関係があります。
2. 取締役候補者山田善紀氏を除く各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 藤岡博史および山田善紀の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 藤岡博史および山田善紀の両氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、選任された場合引き続き独立役員となる予定であります。なお、山田善紀氏は税理士法人川嶋総合会計の代表社員であり、当社は、同法人と顧問契約を締結しておりますが、当社と同法人との間における年間取引額は、当社連結売上高の0.1%未満と僅少であり、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。
5. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、2020年 8 月31日現在の状況を記載しております。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに監査法人京立志の選任をお願いするものであります。

なお、監査役会が監査法人京立志を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模に適した新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制および監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

2020年10月29日現在

名	称	監査法人京立志		
主たる事務所の所在地		京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 千代田生命京都御池ビル9階		
沿革		2020年7月9日設立		
概要	要	資本金	1,000万円	
		構成人員	代表社員(公認会計士)	2名
			社員(公認会計士)	3名
			合計	5名

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2010年11月25日開催の第31期定時株主総会において、年額2億1,000万円以内（うち社外取締役3,500万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は除きます。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額2億1,000万円以内（うち社外取締役3,500万円以内）とすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額3,500万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第8号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます舟橋良博氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任いただきたくお願いするものであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
ふな 舟 はし 橋 よし 良 ひろ 博	2004年11月 当社社外取締役（現任）

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、当初、雇用・所得環境の改善などを背景に、緩やかな回復基調で推移していましたが、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞・縮小に伴い、景気が急速に悪化しており、さらなる景気の下振れが懸念されるなど、先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症による巣ごもり消費の影響に伴い、ゲームの需要が高まるとともに、ダウンロード販売の増加が進んだことから、2020年上半期の国内家庭用ゲーム市場規模は、ハードが793.4億円、ソフトが954.7億円、ハード・ソフト合計で1,748.1億円となり、上半期としては2012年以降で最大の規模となりました。また、スマホゲーム市場でも、新型コロナウイルス感染症の影響により、世界的にダウンロード数が急増しました。

このような状況のもと、当社グループでは、中長期的な企業価値と資本効率の向上に向けて、中期経営ビジョンに基づき、重点施策として①事業環境の変化に柔軟に対応できる組織体制の強化、②積極的な人材投資、③グローバル体制の基盤づくりに取り組んでまいりました。また、次世代ゲーム機への対応に取り組む中、新型コロナウイルス感染症への対策に伴い、開発業務の負荷が高まる面が発生しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、主にデジタルエンタテインメント事業において運営を受託しているスマートフォン向けゲームの運営規模が顧客の要望により当初の想定よりも大きくなったことに伴い、スマートフォン向けゲームの運営売上が好調に推移したことや、その他事業においてSI事業が引き続き顧客ロイヤリティの向上に努めたことにより、既存顧客からの案件が増加した結果、56億35百万円（前期比5.3%増）となりました。

利益面につきましては、営業利益は3億65百万円（前期比0.6%増）となりました。一方で、経常利益は3億87百万円（前期比4.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億27百万円（前期比9.1%減）となりました。

報告セグメント別の業績は、次のとおりであります。

① デジタルエンタテインメント事業

当事業におきましては、ゲームを中心とするデジタルコンテンツの企画・開発・運営などの受託を行っております。

当期におきましては、今後市場に登場する次世代ゲーム機やクラウドゲームサービスに対する開発力を早期に向上させる取り組みを推進してまいりました。一方で、前期に開発を開始し、当期に開発が完了した複数の大型スマートフォン向けゲームが運営サービスに入り、それらの運営業務を含め、モバイルコンテンツ関連の業務がデジタルエンタテインメント事業の多くを占める形で事業を進めてまいりました。

ゲームソフト関連の売上は、当初想定どおりモバイルコンテンツ関連の案件を多く進行した結果、18億44百万円（前期比18.8%減）となりました。

モバイルコンテンツ関連の売上は、前述のとおり、スマートフォン向けゲームの運営売上が好調に推移した結果、28億75百万円（前期比27.0%増）となりました。

パチンコ・パチスロ関連の売上は、開発需要の高いゲームソフト関連やモバイルコンテンツ関連に多くの開発人員を投入した結果、2億31百万円（前期比31.5%減）となりました。

なお、開発完了タイトル数は、マルチプラットフォーム向け家庭用ゲーム1タイトル、アーケードゲーム機向けソフト1タイトル、スマートフォン向けゲーム3タイトルとなりました。

この結果、当事業の売上高は49億51百万円（前期比1.6%増）となったものの、新型コロナウイルス感染症への対策に伴い、外注費などの原価が増加した結果、営業利益は3億13百万円（前期比15.0%減）となりました。

② その他事業

当事業におきましては、SI事業、子会社の株式会社フォネックス・コミュニケーションズによる家庭用カラオケ楽曲配信事業、新規事業の創出に取り組んでおります。

当期におきましては、前述のとおり、SI事業において引き続き顧客ロイヤリティの向上に努めた結果、ITシステムの開発案件やコンサルティング業務が増加したことや、コロナ禍による巣ごもり消費拡大に伴い、家庭用カラオケ楽曲配信事業のロイヤリティ売上が伸長した結果、当事業の売上高は6億84百万円（前期比42.8%増）、営業利益51百万円（前期は営業損失5百万円）となりました。

報告セグメント別売上高

部 門	金 額	構 成 比	対前期比増減率 (△は減)
	百万円	%	%
デジタルエンタテインメント事業	4,951	87.9	1.6
そ の 他 事 業	684	12.1	42.8
合 計	5,635	100.0	5.3

2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は27百万円であり、主なものは、各事業所の施設維持および開発ライソンの増強によるものであります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資などの所要資金は、全額自己資金をもって充当いたしました。

4. 対処すべき課題

家庭用ゲーム業界におきましては、2020年11月には次世代ゲーム機である「プレイステーション5」や「Xbox Series X/S」が登場するとともに、注目を集める国内クラウドゲーム市場規模が、2023年には140.3億円に急成長すると見込まれております（「ファミ通ゲーム白書2020」調べ）。今後それらに対応するタイトルの拡充に伴い、開発需要がさらに高まることが予想されます。

また、スマホゲーム市場では、高速・大容量、低遅延、多数端末との接続といった5G（第5世代移動通信システム）の特徴を活かしたモバイルゲームが登場することで、今後さらなる市場の活性化が期待されます。

そのような状況の中、各ゲームメーカーは、新しい市場への対応、開発クオリティやユーザー満足度の向上など、あらゆる面での対応力が求められております。

このような事業環境のもと、当社グループでは、新型コロナウイルス感染症への対策に取り組む中、開発需要の増大に対応するために、大規模・高度化開発に耐えうる開発体制の充実・強化に取り組んでまいります。また、引き続き人材確保・育成への投資を行い、従業員が働きやすい職場環境の整備に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況

(1) 企業集団の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第38期 (2017年 8 月期)	第39期 (2018年 8 月期)	第40期 (2019年 8 月期)	第41期 (当連結会計年度) (2020年 8 月期)
売 上 高 (千円)	4,705,572	4,517,848	5,352,885	5,635,522
経 常 利 益 (千円)	406,402	267,851	404,609	387,232
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	209,500	188,423	250,017	227,365
1株当たり当期純利益 (円)	27.91	24.86	32.98	30.00
総 資 産 (千円)	6,789,361	6,914,891	7,238,303	7,039,458
純 資 産 (千円)	5,902,552	5,898,843	5,943,815	6,023,497

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(2) 当社の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第38期 (2017年 8 月期)	第39期 (2018年 8 月期)	第40期 (2019年 8 月期)	第41期 (当事業年度) (2020年 8 月期)
売 上 高 (千円)	4,378,821	4,271,779	5,048,997	5,349,676
経 常 利 益 (千円)	382,257	303,668	429,968	349,523
当 期 純 利 益 (千円)	195,607	225,895	277,964	178,355
1株当たり当期純利益 (円)	26.06	29.80	36.67	23.53
総 資 産 (千円)	6,569,701	6,742,688	7,092,292	6,833,117
純 資 産 (千円)	5,721,245	5,742,723	5,824,076	5,858,518

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第40期の期首から適用しており、第39期に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

6. 主要な事業セグメント（2020年8月31日現在）

事業区分	主要な事業内容
デジタルエンタテインメント事業	ゲームを中心とするデジタルコンテンツの企画・開発・運営などの受託
その他の事業	SI事業、子会社の株式会社フォネックス・コミュニケーションズによる家庭用カラオケ楽曲配信事業、新規事業の創出

7. 主要な事業所（2020年8月31日現在）

株式会社トーセ	京都本社（京都市下京区）、山崎開発センター（京都府乙訓郡大山崎町）、西大路開発センター（京都市右京区）、長岡京開発センター（京都府長岡京市）、東京開発センター（東京都渋谷区）、札幌開発センター（札幌市中央区）
東星軟件（杭州）有限公司	本社（中国浙江省杭州市）
株式会社フォネックス・コミュニケーションズ	本社（東京都渋谷区）
TOSE PHILIPPINES, INC.	本社（フィリピン共和国マニラ首都圏タギッグ市）

8. 従業員の状況（2020年8月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
618名	32名増

（注）従業員数には、臨時従業員（10名）は含まれておりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
524名	29名増	32.3歳	8.1年

（注）従業員数には、臨時従業員（10名）は含まれておりません。

9. 重要な親会社および子会社の状況（2020年8月31日現在）

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
東星軟件（杭州）有限公司	1,620千US\$	100.0%	ゲーム、モバイルコンテンツの開発
株式会社フォネックス・コミュニケーションズ	33,000千円	90.0%	コンテンツの企画・開発・運営 家庭用カラオケ楽曲配信事業、新規事業の創出
TOSE PHILIPPINES, INC.	129,300千 フィリピンペソ	100.0%	ゲーム、モバイルコンテンツの開発

（注）TOSE PHILIPPINES, INC. は、2020年1月20日付で資本金30,500千フィリピンペソから129,300千フィリピンペソに増資しております。

II 会社の株式に関する事項（2020年8月31日現在）

- 1. 発行可能株式総数 31,000,000株
- 2. 発行済株式の総数 7,763,040株（うち自己株式183,080株）
- 3. 当事業年度末の株主数 5,129名
- 4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社S-CAN	1,178,500	15.55
株式会社日本カストディ銀行	452,800	5.97
株式会社シン	388,700	5.13
株式会社京都銀行	311,200	4.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	263,400	3.47
齋藤 茂	225,500	2.97
齋藤 真也	224,500	2.96
齋藤 一枝	198,560	2.62
京都中央信用金庫	175,000	2.31
戸田 智之	172,300	2.27

- （注）1. 持株比率は、自己株式（183,080株）を控除して計算し、小数点第三位を四捨五入しております。
2. 当社は、自己株式183,080株（発行済株式の総数に対する割合2.36%）を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

5. その他株式に関する重要な事項
- 該当事項はありません。

III 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況（2020年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	齋 藤 茂	CEO（最高経営責任者） 東星軟件（杭州）有限公司董事長 株式会社SCREENホールディングス社外取締役 株式会社ワコールホールディングス社外取締役
代表取締役社長	渡 辺 康 人	COO（最高執行責任者）
取 締 役	平 井 富士男	上席執行役員（コンテンツ営業統括）
取 締 役	齋 藤 真 也	執行役員（知的財産管理統括）兼知的財産管理室長 株式会社東亜セイコー代表取締役社長
取 締 役	舟 橋 良 博	京都太陽合同事務所所長
常 勤 監 査 役	馬 場 均	
監 査 役	藤 岡 博 史	
監 査 役	山 田 善 紀	税理士法人川嶋総合会計代表社員 公認会計士 株式会社フジックス社外取締役（監査等委員） 株式会社たけびし社外取締役（監査等委員）

- （注）1. 取締役舟橋良博氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤岡博史および山田善紀の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役舟橋良博ならびに監査役藤岡博史および山田善紀の各氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ております。
4. 監査役山田善紀氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	5 名 (1 名)	156,380千円 (4,305千円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 名 (2 名)	17,500千円 (7,500千円)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	8 名 (3 名)	173,880千円 (11,805千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2010年11月25日開催の第31期定時株主総会において年額2億1,000万円以内（うち社外取締役分は3,500万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は除く。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2010年11月25日開催の第31期定時株主総会において年額3,500万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額13,900千円を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	他の法人等との重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
社 外 取 締 役	舟 橋 良 博	京都太陽合同事務所所長	当社と同事務所との間には、特別な関係はありません。
社 外 監 査 役	山 田 善 紀	税理士法人川嶋総合会計代表社員	当社と同法人の間で顧問契約を締結しておりますが、年間取引額は、当社連結売上高の0.1%未満と僅少であり、独立性に影響を及ぼすものではありません。
		株式会社フジックス社外取締役（監査等委員）	当社と各法人との間には、特別な関係はありません。
		株式会社たけびし社外取締役（監査等委員）	

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	舟 橋 良 博	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、豊富な法律知識に基づき当社の経営上有益な指摘、発言を行っております。
社 外 監 査 役	藤 岡 博 史	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会17回全てに出席し、長年他社の経営に携わった豊富な経験に基づき当社の経営上有益な指摘、発言を行っております。
社 外 監 査 役	山 田 善 紀	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会17回全てに出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的知識に基づき当社の経営上有益な指摘、発言を行っております。

V 会計監査人に関する事項

1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性などを確認し、監査時間および報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬等は適切であると判断し、報酬等に同意しております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合に会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

Ⅵ 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システムの基本方針を決議しております。決議内容は、次のとおりであります。

(1) 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業の社会的責任を果たすため、「企業倫理規程」および行動指針を制定し、当社の役員・社員として求められる規範を明示するとともに、代表取締役会長を委員長とするCSR委員会を設置し、コンプライアンスの遵守状況をモニタリングする体制の構築および運用・改善を行う。また、当社が制定した「企業倫理規程」および行動指針を国内外の子会社全てに適用し、グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図る。
- ② 当社は、他の業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、内部監査室による内部監査と監査役監査の連携を図るなど、チェック体制の充実を図るとともに、内部通報制度による法令違反・不祥事の早期発見に努める。子会社各社についても、当社の内部監査室による内部監査および当社監査役による監査役監査を実施し、是正・改善の必要がある場合、速やかにその対策を講じるように適切な指示・指導を行う。
- ③ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力、団体に対しては、関係行政機関や外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で速やかに対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書取扱規程」、「情報セキュリティ対策基準」その他関連規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁記録的な媒体に適切に記録し、保存・管理する。取締役および監査役は、常時、これらの文書などを閲覧することができるものとする。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、リスク毎に管理・対応部門を決定し、網羅的・統括的に管理する。当社の子会社および関係会社の業務執行に係るリスクに関して、「関係会社管理規程」に従い、管理・担当部門を決定し、網羅的・統括的に管理する。また、リスク管理の観点から、当該子会社および関係会社が規程の制定を行うにあたり、必要に応じた助言を行う。

(4) 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、定例の取締役会を毎月 1 回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行う。
- ② 取締役による効果的な業務運営を確保するため、「組織規程」および「業務分掌規程」を定めるとともに、取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで、組織の効率的な運営を図ることを目的として「職務権限規程」を定める。
- ③ 代表取締役、執行役員および重要な使用人で構成する経営会議を設置し、取締役会への付議事項の審査、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する戦略的事項など重要事項の決定を行い、事業活動の円滑化、経営効率の向上を図る。
- ④ グループ各社全体の内部統制の構築を目指し、当社コーポレート本部をグループ各社全体の内部統制に関する担当部署とし、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化・指示・要請の伝達などが効率的に行われる体制を構築する。

(5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社ならびに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ全体の企業価値および経営効率の向上を図るために「関係会社管理規程」を制定し、企業集団内での指導・命令、意思疎通などの連携を密にし、管理・指導などを行いながらグループ全体としての業務の適正を図る。
- ② 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社および関係会社における経営上の重要事項の決定を当社の経営会議への報告および取締役会での事前承認事項とすることなどにより、グループ全体の経営管理を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人、当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査業務については内部監査室が連携し、監査役会に関する事務的補助については内部監査室が行う。

監査役会から要請があったときは、監査役会を補助する専任かつ取締役から独立した従業員を配置する。

また、監査役より監査業務に必要な業務指示・命令を受けた使用人は、その業務指示などに関して、取締役の指揮命令を受けないこととする。

- (7) 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ① 当社グループの役職員は、当社または当社グループに著しい損害を及ぼすなど重大な影響を及ぼす事項、取締役の職務遂行に関する不正な行為、法令、定款に違反する重大な事実などを発見した場合は、速やかに当社の監査役または監査役会に報告を行う。
 - ② 監査役は取締役会のほか、経営会議など監査上重要と思われる会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に対し説明を求めることができる。
 - ③ 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、そのことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、担当部署にて検討した上で、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、監査役監査に関する基準および基本事項を規定し、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として、監査役会規程を定める。監査役は同規程に定めるところにより、業務監査および会計監査を行う。
 - ② 監査役は、必要に応じて取締役および使用人に対する個別のヒアリングなどを実施することができるとともに、代表取締役、内部監査室、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見を交換する。
 - ③ 監査役は、職務の遂行にあたり必要な場合は、弁護士、公認会計士、税理士その他の外部アドバイザーと連携を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを実施いたしました。

(1) コンプライアンス

グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図るため、従業員に対するコンプライアンス研修として情報セキュリティ研修などを実施いたしました。また、「企業倫理規程」および行動指針の周知・徹底を図るため、当社の全従業員を対象に行動指針を明記した宣誓書を提出させるなどの取り組みを実施いたしました。

(2) リスク管理

コーポレート部門が、独自にコーポレート会議を開催してリスク情報を共有し合うなど、リスクの積極的探知、最小化を図りながら、主体的・計画的なリスク管理体制の構築を目指しております。さらに、内部統制ルールに基づきリスクコントロールを実施しつつ、イレギュラーな事象などについては、開発部署が法律・会計・労務・人事・情報セキュリティなどの専門部署に相談しながら柔軟に対応するとともに、経営会議の開催などを通じ定期的にリスク管理の状況を取締役に報告いたしました。また、内部監査室は、各部門のリスクに鑑みた年度監査計画に基づいた監査を行うとともに、各種会議に参加し、リスクの早期発見、予防または最小化に努めました。財務報告の信頼性については、内部監査室により内部統制評価を実施いたしました。

(3) 業務執行の適正および効率性

業務執行に係る重要案件について取締役会へ付議するに際しては、経営会議において議論、検討を行うなど、業務執行の適正確保と効率性の向上に努めました。

(4) グループ内監査体制

諸規則の遵守や業務プロセスの適正な実施などについては、内部監査基本計画に基づき、当社および子会社について内部監査室がレビューしており、適正に運用されていることを確認いたしました。

(5) 監査役の監査体制

監査役の監査については、監査役と代表取締役との会合、会計監査人および内部監査室との会合を定期的に継続して実施いたしました。また、常勤監査役は取締役会および経営会議などの重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べ、取締役の職務執行について監査を実施いたしました。

Ⅶ 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、「縁の下の力持ち」を経営戦略の基本に掲げ、特定の資本系列下ではない独立系のゲームソフト開発会社として、長年に亘り、家庭用ゲームソフト業界や携帯電話業界などエンタテインメント系ソフトウェア業界の幅広い顧客からソフトウェアの開発を受託してまいりました。当社が独立系として特定の資本系列やグループにとらわれず全方位的なサービス提供を行っていくことは、今後も当社の企業価値を維持・向上させ得る重要な要素の一つと考えております。また、ソフトウェア開発を受託していく中で幅広い顧客から提供を受けた様々かつ有益な情報や技術は、当社の中に蓄積されそれらが有機的に結合することで、革新的なソフトウェア開発に活かされ、めまぐるしく変化する事業環境の中で活路を切り開く原動力となってきました。それゆえ特定の者による当社株式の大量取得は、当社の経営環境に大きな影響を与える可能性があり、当社の企業価値の根幹に関わるものと考えます。

現在のところ、近い将来に当社株式の大量買付けに係る具体的な動きが発生することを予想しておりませんので、当社といたしましては、そのような買収者が出現した場合の防衛策を予め定めておりません。

ただし、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得に係る具体的な動きが発生した場合には、直ちに最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとし、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向などを注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>      |                  | <b>(負債の部)</b>        |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>3,879,994</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>681,648</b>   |
| 現 金 及 び 預 金        | 1,562,031        | 買 掛 金                | 156,763          |
| 売 掛 金              | 1,441,064        | 未 払 法 人 税 等          | 34,300           |
| 有 価 証 券            | 354,806          | 前 受 金                | 40,572           |
| 仕 掛 品              | 465,843          | 賞 与 引 当 金            | 117,721          |
| そ の 他              | 57,338           | 受 注 損 失 引 当 金        | 15,194           |
| 貸 倒 引 当 金          | △1,090           | そ の 他                | 317,097          |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>3,159,464</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>334,312</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>1,284,883</b> | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金    | 292,678          |
| 建 物 及 び 構 築 物      | 539,447          | そ の 他                | 41,634           |
| 工 具、器 具 及 び 備 品    | 29,060           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,015,961</b> |
| 土 地                | 709,565          | <b>(純資産の部)</b>       |                  |
| そ の 他              | 6,810            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>5,978,660</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>41,725</b>    | 資 本 金                | 967,000          |
| ソ フ ト ウ ェ ア        | 39,590           | 資 本 剰 余 金            | 1,313,184        |
| 電 話 加 入 権          | 2,135            | 利 益 剰 余 金            | 3,871,753        |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,832,855</b> | 自 己 株 式              | △173,277         |
| 投 資 有 価 証 券        | 608,439          | <b>その他の包括利益累計額</b>   | <b>2,079</b>     |
| 繰 延 税 金 資 産        | 51,149           | その他有価証券評価差額金         | 9,493            |
| 投 資 不 動 産          | 624,244          | 為 替 換 算 調 整 勘 定      | 7,038            |
| 保 険 積 立 金          | 444,791          | 退職給付に係る調整累計額         | △14,453          |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産  | 31,827           | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>25,747</b>    |
| そ の 他              | 72,403           | <b>非 支 配 株 主 持 分</b> | <b>17,010</b>    |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>7,039,458</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>6,023,497</b> |
|                    |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>7,039,458</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |           |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 5,635,522 |
| 売上原価            |         | 4,325,224 |
| 売上総利益           |         | 1,310,298 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 944,865   |
| 営業利益            |         | 365,433   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 6,565   |           |
| 受取配当金           | 6,146   |           |
| 為替差益            | 2,809   |           |
| 不動産賃貸料          | 40,561  |           |
| 雑収入             | 7,626   | 63,708    |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 36      |           |
| 投資有価証券償還損       | 120     |           |
| 投資有価証券評価損       | 4,250   |           |
| 不動産賃貸費用         | 37,503  | 41,909    |
| 経常利益            |         | 387,232   |
| 特別利益            |         |           |
| 投資有価証券売却益       | 2,159   | 2,159     |
| 特別損失            |         |           |
| 固定資産除却損         | 628     |           |
| 投資有価証券償還損       | 12,794  |           |
| 投資有価証券評価損       | 6,596   | 20,019    |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 369,372   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 112,143 |           |
| 法人税等調整額         | 27,882  | 140,025   |
| 当期純利益           |         | 229,346   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 1,981     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 227,365   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |           |           |          |           |
|---------------------|---------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高           | 967,000 | 1,313,184 | 3,833,889 | △173,177 | 5,940,897 |
| 当 期 変 動 額           |         |           |           |          |           |
| 剰 余 金 の 配 当         |         |           | △189,501  |          | △189,501  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |           | 227,365   |          | 227,365   |
| 自 己 株 式 の 取 得       |         |           |           | △100     | △100      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |           |           |          |           |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —       | —         | 37,863    | △100     | 37,763    |
| 当 期 末 残 高           | 967,000 | 1,313,184 | 3,871,753 | △173,277 | 5,978,660 |

|                     | その他の包括利益累計額               |              |                           |                             | 新株予約権  | 非 支 配<br>株主持分 | 純 資 産<br>合 計 |
|---------------------|---------------------------|--------------|---------------------------|-----------------------------|--------|---------------|--------------|
|                     | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退 職 給 付<br>に 係 る<br>調整累計額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累計額合計 |        |               |              |
| 当 期 首 残 高           | △21,482                   | 15,160       | △16,823                   | △23,146                     | 11,034 | 15,029        | 5,943,815    |
| 当 期 変 動 額           |                           |              |                           |                             |        |               |              |
| 剰 余 金 の 配 当         |                           |              |                           |                             |        |               | △189,501     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |                           |              |                           |                             |        |               | 227,365      |
| 自 己 株 式 の 取 得       |                           |              |                           |                             |        |               | △100         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 30,975                    | △8,121       | 2,370                     | 25,225                      | 14,712 | 1,981         | 41,919       |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 30,975                    | △8,121       | 2,370                     | 25,225                      | 14,712 | 1,981         | 79,682       |
| 当 期 末 残 高           | 9,493                     | 7,038        | △14,453                   | 2,079                       | 25,747 | 17,010        | 6,023,497    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,513,650</b> | <b>流動負債</b>     | <b>640,287</b>   |
| 現金及び預金          | 1,261,203        | 買掛金             | 162,545          |
| 売掛金             | 1,383,155        | 未払金             | 52,169           |
| 有価証券            | 354,806          | 未払費用            | 140,226          |
| 仕掛品             | 459,137          | 前受金             | 33,666           |
| 前払費用            | 39,558           | 預り金             | 38,218           |
| 短期貸付金           | 10,536           | 未払法人税等          | 34,120           |
| その他の            | 5,253            | 賞与引当金           | 108,365          |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,319,467</b> | 受注損失引当金         | 15,194           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,278,693</b> | その他の            | 55,780           |
| 建物              | 533,275          | <b>固定負債</b>     | <b>334,312</b>   |
| 構築物             | 5,107            | 役員退職慰労引当金       | 292,678          |
| 車両運搬具           | 6,810            | その他の            | 41,634           |
| 船舶              | 0                | <b>負債合計</b>     | <b>974,599</b>   |
| 工具、器具及び備品       | 23,934           | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| 土地              | 709,565          | <b>株主資本</b>     | <b>5,823,277</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>35,909</b>    | 資本金             | 967,000          |
| ソフトウェア          | 33,844           | 資本剰余金           | 1,313,184        |
| 電話加入権           | 2,065            | 資本準備金           | 1,313,184        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,004,863</b> | 利益剰余金           | 3,716,370        |
| 投資有価証券          | 608,439          | 利益準備金           | 72,694           |
| 関係会社株式          | 74,422           | その他利益剰余金        | 3,643,675        |
| 出資金             | 80               | 別途積立金           | 3,000,000        |
| 関係会社出資金         | 67,656           | 繰越利益剰余金         | 643,675          |
| 関係会社長期貸付金       | 24,654           | 自己株式            | △173,277         |
| 長期前払費用          | 6,138            | <b>評価・換算差額等</b> | <b>9,493</b>     |
| 前払年金費用          | 52,653           | その他有価証券評価差額金    | 9,493            |
| 繰延税金資産          | 44,776           | <b>新株予約権</b>    | <b>25,747</b>    |
| 投資不動産           | 624,244          | <b>純資産合計</b>    | <b>5,858,518</b> |
| 保険積立金           | 444,791          | <b>負債純資産合計</b>  | <b>6,833,117</b> |
| その他の            | 57,005           |                 |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>6,833,117</b> |                 |                  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額     |           |
|---------------------|---------|-----------|
| 売 上 高 価             |         | 5,349,676 |
| 売 上 原 価             |         | 4,169,518 |
| 売 上 総 利 益           |         | 1,180,158 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |         | 846,340   |
| 営 業 利 益             |         | 333,817   |
| 営 業 外 収 益           |         |           |
| 受 取 利 息             | 9,533   |           |
| 受 取 配 当 金           | 6,146   |           |
| 不 動 産 賃 貸 料         | 40,561  |           |
| 為 替 差 益             | 2,692   |           |
| 雑 収 入               | 12,517  | 71,450    |
| 営 業 外 費 用           |         |           |
| 支 払 利 息             | 33      |           |
| 投 資 有 価 証 券 償 還 損   | 120     |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損   | 4,250   |           |
| 不 動 産 賃 貸 費 用       | 37,503  |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額     | 13,838  | 55,744    |
| 経 常 利 益             |         | 349,523   |
| 特 別 利 益             |         |           |
| 特 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 2,159   | 2,159     |
| 特 固 定 資 産 除 却 損     | 274     |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損   | 14,340  |           |
| 投 資 有 価 証 券 償 還 損   | 12,794  |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損   | 6,596   | 34,005    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益     |         | 317,676   |
| 法 人 税 等             | 111,439 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額       | 27,882  | 139,321   |
| 当 期 純 利 益           |         | 178,355   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |           |                 |                 |                           |               |
|---------------------|---------|-----------|-----------------|-----------------|---------------------------|---------------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 | 利 益 剰 余 金       |                           |               |
|                     |         | 資 準 備 金   | 資 剰 余 金 本 金 計 合 | 利 益 剰 余 金 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 |
| 当 期 首 残 高           | 967,000 | 1,313,184 | 1,313,184       | 72,694          | 3,000,000                 | 654,822       |
| 当 期 変 動 額           |         |           |                 |                 |                           |               |
| 剰 余 金 の 配 当         |         |           |                 |                 |                           | △189,501      |
| 当 期 純 利 益           |         |           |                 |                 |                           | 178,355       |
| 自 己 株 式 の 取 得       |         |           |                 |                 |                           |               |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |           |                 |                 |                           |               |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —       | —         | —               | —               | —                         | △11,146       |
| 当 期 末 残 高           | 967,000 | 1,313,184 | 1,313,184       | 72,694          | 3,000,000                 | 643,675       |

|                     | 株 主 資 本      |          |                | 評価・換算<br>差 額 等            | 新株予約権  | 純資産合計     |
|---------------------|--------------|----------|----------------|---------------------------|--------|-----------|
|                     | 利益剰余金        | 自 己 株 式  | 株 主 資 本<br>合 計 | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評価差額金 |        |           |
|                     | 利益剰余金<br>合 計 |          |                |                           |        |           |
| 当 期 首 残 高           | 3,727,517    | △173,177 | 5,834,524      | △21,482                   | 11,034 | 5,824,076 |
| 当 期 変 動 額           |              |          |                |                           |        |           |
| 剰 余 金 の 配 当         | △189,501     |          | △189,501       |                           |        | △189,501  |
| 当 期 純 利 益           | 178,355      |          | 178,355        |                           |        | 178,355   |
| 自 己 株 式 の 取 得       |              | △100     | △100           |                           |        | △100      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |              |          |                | 30,975                    | 14,712 | 45,688    |
| 当 期 変 動 額 合 計       | △11,146      | △100     | △11,247        | 30,975                    | 14,712 | 34,441    |
| 当 期 末 残 高           | 3,716,370    | △173,277 | 5,823,277      | 9,493                     | 25,747 | 5,858,518 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2020年10月23日

株式会社 トーセ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
京都事務所

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 鈴木 朋 之 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 須藤 英 哉 ㊞ |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーセの2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーセ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年10月23日

株式会社 トーセ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
京都事務所

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 鈴木 朋 之 ㊞  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 須 藤 英 哉 ㊞ |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーセの2019年9月1日から2020年8月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月28日

株式会社トーセ 監査役会  
 常勤監査役 馬場 均<sup>㊟</sup>  
 監査役 藤岡 博史<sup>㊟</sup>  
 監査役 山田 善紀<sup>㊟</sup>

(注) 監査役藤岡博史及び監査役山田善紀は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

[illegible]

# 株主総会会場ご案内図

## 会 場

京都市下京区烏丸高辻東入ル

**ホテル日航プリンス京都**  
3階 ローズの間

TEL 075(342)2111



## 交通のご案内



### 電車のご利用

- 地下鉄烏丸線四条駅⑤番出口より徒歩約3分
- 阪急京都線烏丸駅より徒歩約5分



### お車のご利用

- 名神高速京都南ICまたは京都東ICより  
車で約30分

本総会では、ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

